

○経済産業省令第六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（平成二十六年経済産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る容器保安規則の特例)

第二条 法第二条第三項に規定する新事業活動を実施しようとする者(以下「新事業活動実施者」という。)が、産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第九条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動実施者が当該新事業活動において使用する燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器(以下この条において「当該燃料装置用容器」という。)を容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)第二条第十三号の圧縮水素自動車燃料装置用容器とみなす。この場合において、同令第二条第十号中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」とあるのは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器」と読み替え、同令第八条第四号の二に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分を表示する記号は「VH1」とする。

一〇七 [略]

(容器再検査の方法に係る容器保安規則の特例)

第三条 [略]

(産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る容器保安規則の特例)

第二条 法第二条第三項に規定する新事業活動を実施しようとする者(以下この条及び次条において「新事業活動実施者」という。)が、産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第九条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動実施者が当該新事業活動において使用する燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器(以下この条において「当該燃料装置用容器」という。)を容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)第二条第十三号の圧縮水素自動車燃料装置用容器とみなす。この場合において、同令第二条第十号中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」とあるのは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器」と読み替え、同令第八条第四号の二に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分を表示する記号は「VH1」とする。

一〇七 [略]

(容器再検査の方法に係る容器保安規則の特例)

第三条 [略]

(圧縮水素スタンドにおける製造に係る一般高圧ガス保安規則の特例)

- 第四条 新事業活動実施者が、高圧ガス保安法第五条第一項の製造の許可を受けている場合であつて、当該許可に係る事業所(製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設であつて、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第七条の第三項及び第三項に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この条において同じ。)において、従業者が常駐しないことを前提とした高圧ガスの製造に係る新事業活動計画に従つて新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第九条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該事業所の製造施設は、一般高圧ガス保安規則第七条の第三項に掲げる基準に適合するものとみなし、かつ、当該製造施設における製造の方法は、同令第七条の第三項に掲げる基準に適合するものとみなす。
- 一 製造設備の運転中において、従業者が遠隔で保安に係る監視を行うための監視所(以下「遠隔監視所」という。)を設け、製造設備の運転状況等を的確に把握すること。また、当該製造設備内の温度及び圧力等が正常な条件を逸脱し、又は逸脱するおそれがあるときに、遠隔監視所において自動的に警報を発する措置を講ずること。
 - 二 遠隔監視所から事業所へ緊急時の通報を速やかに行うための措置を講ずること。

[新設]

- 三 製造設備の運転を自動的に停止する装置及び自動的に温度の上昇を防止するための装置には、遠隔監視所において操作することのできる措置を講ずること。
- 四 第一号から第三号までの規定により講じられた措置は、停電等により当該措置の機能が失われることのないよう措置を講ずること。
- 五 第一号から第三号までの規定により講じられた措置は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること。
- 六 顧客に自ら充填に係る作業をさせるディスプレイ及びその周辺には、顧客の誤操作を防止し、安全に当該作業を行うための措置を講ずること。
- 七 充填可能期限を経過した容器への充填を確実に防止するための措置を講ずること。
- 八 製造設備の点検は、従業者が巡回点検により行うこと。
- 九 新事業活動実施者は、危害予防規程において、従業者が常駐しないことを前提とした高圧ガスの製造に係る保安の確保に関し必要な事項の細目を定め、あらかじめ経済産業大臣に提出すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。



附 則

この省令は、公布の日から施行する。